

平成23年度(2011年度)  
彦根市職員採用試験  
《学芸員》  
受験案内

彦根市職員選考委員会

受付期間 平成23年8月2日(火)～8月23日(火)  
郵送の場合、平成23年8月23日(火)までの消印有効  
第1次試験日 平成23年9月18日(日)  
試験会場 彦根市民会館 2階 第2会議室  
(彦根市尾末町1番38号)

試験に関する問い合わせおよび受験申込みは

彦根市職員選考委員会事務局 〒522-8501 彦根市元町4番2号

(彦根市役所総務部人事課内)

電話 (0749) 22-1411(代) 内線455

(0749) 30-6106(直通)

FAX (0749) 22-1398

1 試験区分、採用予定人員および職務内容

職種	採用予定人員	職務内容
学芸員	1人	彦根城博物館の学芸員(美術工芸担当)としての業務および関連する行政事務 ただし、彦根城博物館以外の部署へ異動する場合があります。

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。性別は問いません。

職種	受験資格
学芸員	次のいずれにも該当する者 ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院修士課程または博士前期課程で日本美術史学を専攻し、修了した者(平成24年3月31日までに修了見込みの者を含む。) イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条第1項に定める学芸員の資格を有する者(平成24年3月31日までに取得見込みの者を含む。) ウ 昭和53年4月2日以降に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

- ウ 彦根市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 3 第1次試験

- (1) 試験の場所 彦根市民会館 2階 第2会議室（彦根市尾末町1番38号）
- (2) 試験の方法、内容および日程

方法	内 容	日 程
論文試験	日本美術史や博物館に関する課題に対する理解力、表現力等について筆記試験を行います。	平成23年9月18日（日） 論文 9時35分～11時05分
適性検査	公務員として必要な適性について検査を行います。	適性 11時15分～11時45分

- (3) 結果発表

平成23年10月中旬に彦根市役所および支所・各出張所の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。なお、不合格者に対しては通知しません。

また、彦根市のホームページ（<http://www.city.hikone.shiga.jp/saiyo.html>）にも合格者の受験番号を掲載します。

### 4 第2次試験

試験の方法、内容、日時および場所

方法	内 容	日時および場所
実技試験	美術工芸資料の取扱いに関する試験を行います。	平成23年10月下旬に行う予定ですが、日時および場所等については、第1次試験合格者に通知します。
口述試験	個人面接による試験を行います。	

### 5 最終合格者の発表

平成23年11月中旬に彦根市役所および支所・各出張所の掲示場に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験の受験者全員に対し文書で通知します。

また、彦根市のホームページ（<http://www.city.hikone.shiga.jp/saiyo.html>）にも合格者の受験番号を掲載します。

### 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から採用が決定されます。なお、この名簿は原則として1年間有効です。
- (2) 採用は、平成24年4月1日の予定です。
- (3) 受験申込書類に虚偽の記載があったときは、採用される資格を失います。
- (4) 大学院修士課程もしくは博士前期課程の修了見込みまたは学芸員資格の取得見込みを要件とし、受験した者が、所定の時期までに修了または資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

### 7 給与および勤務時間

- (1) 給与は、彦根市職員の給与に関する条例(昭和40年彦根市条例第2号)等により支給されます。給料は、月額185,800円で、経歴その他に応じて、一定の額が加算されます。そのほか、扶養手当、地域手当、

通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

なお、この額等は平成23年4月1日現在のものです。

- (2) 彦根城博物館の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分で、週38時間45分、週休2日の変則勤務です。

## 8 受験手続および受付期間

- (1) 受験申込書等の配布

受験申込書等は、彦根市職員選考委員会事務局（以下「事務局」という。）で配布しますが、郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求（学芸員）」と赤字で書き、返信用封筒（角型2号＝33cm×24cmの封筒に120円切手を貼って、あて先を明記したもの）を同封してください。

- (2) 受験の申込み

受験希望者は、「彦根市職員採用試験申込書」「研究実績書」および「彦根市職員採用試験受験票」（以下「受験票」という。）に必要事項を記入し、写真（最近6か月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで縦4cm、横3cmの大きさのもの）を所定の箇所に貼って、事務局に提出してください。記入漏れ等不備のある場合、写真のない場合、写真が不鮮明その他受験写真として適当でない場合は、受け付けません。

「研究実績書」に記載されたものについては、第1次試験合格後、その写しを提出していただく予定をしております。

郵便で申し込む場合は、郵便物の表に「採用試験受験申込（学芸員）」と赤字で書き、受験票返信用封筒（定形封筒に80円切手を貼ってあて先を明記したもの）を同封してください。郵便による申込者には受験票を郵送しますが、平成23年8月31日（水）までに受験票が届かない場合は、事務局にお問い合わせください。

身体に障害があり、配慮を必要とする場合は、申込受付期間中に事務局まで連絡してください。

提出された書類は、受験されない場合でも返還しません。

- (3) 受付期間

**平成23年8月2日（火）から平成23年8月23日（火）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）**

**郵送の場合は、平成23年8月23日（火）までの消印があるもの**に限って受け付けます。必ず簡易書留により送付してください。

## 9 第1次試験の注意事項

- (1) 試験当日、受験票を持参しないと、試験会場に入ることができません。
- (2) 試験当日は、午前9時20分までに試験会場においでください。遅刻者は、特別の理由のあるもののほかは受験できません。（受付は、午前9時00分から行います。）
- (3) 筆記試験に適した筆記具（BまたはHBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
- (4) 試験会場では、係員の指示に従ってください。
- (5) 使用できる時計は、計時機能だけのものに限りです。（携帯電話等の使用はできません。）
- (6) 試験会場は、禁煙です。
- (7) 試験会場には、公共交通機関等を利用して来場してください。自家用車の乗り入れはできません。

## 10 試験結果の開示

この試験の結果については、彦根市個人情報保護条例に基づき、口頭により開示を請求することができます。

ただし、電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（学生証、運転免許証、旅券等で写真のあるもの）を持参の上、次の開示受付期間の執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に、彦根市職員選考委員会事務局までお越しください（ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日は受付していません。）。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。

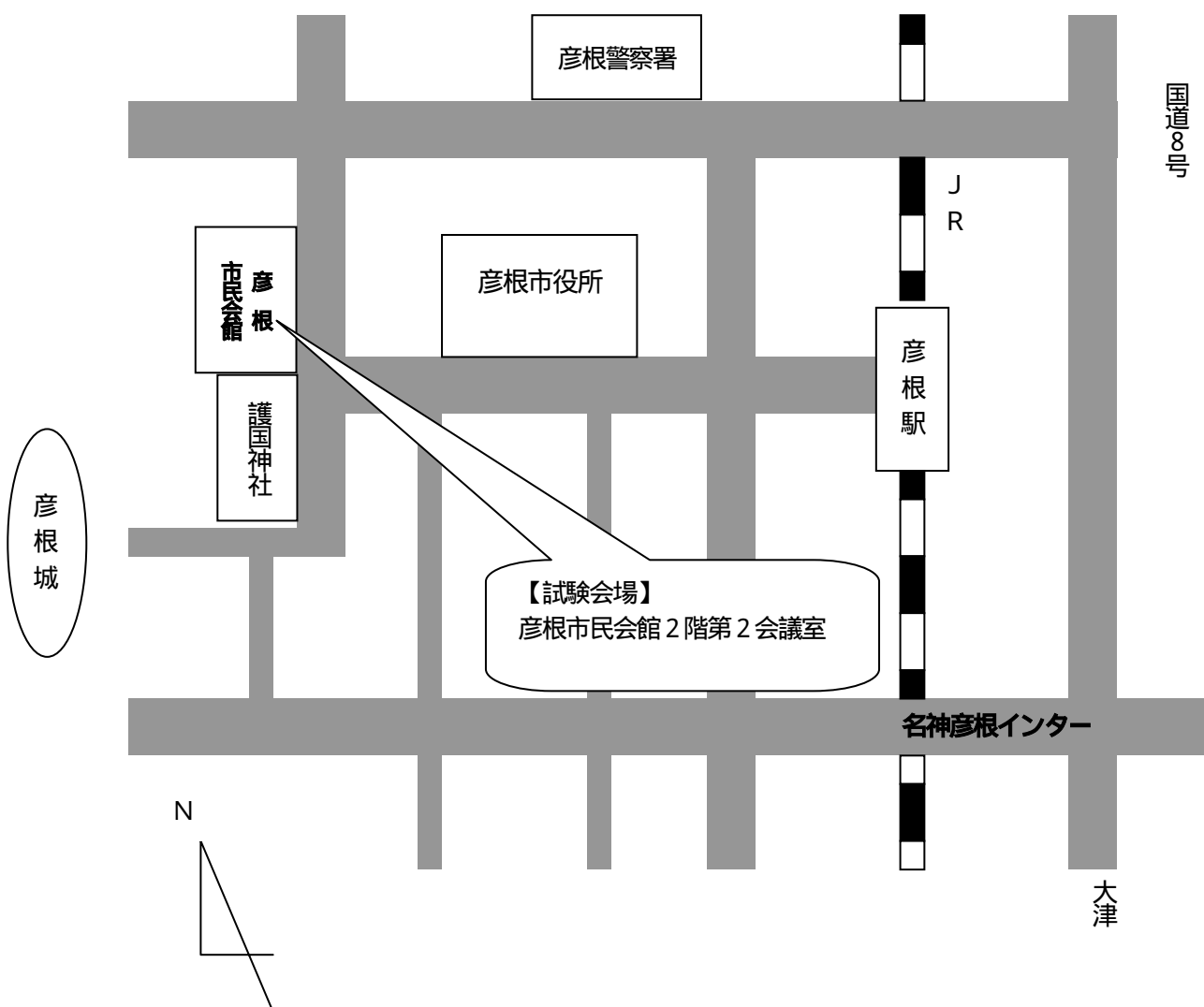
したがって、得点および順位が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の得点およびその順位	第1次試験の合格発表の日から1箇月間
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の得点と第2次試験の合計得点を合算して得た総合得点およびその順位	第2次試験の合格発表の日から1箇月間

### 平成21年度採用試験の状況

職種	受験者数	最終合格者数	最終倍率
学芸員(美術工芸)	6人	1人	6倍

### 《第1次試験会場案内図》



J R彦根駅から試験会場（彦根市民会館）までは約400メートルです。

受験者のための駐車スペースは特に用意しておりません。